

労働安全衛生法に基づいて行われる、1. 記録の作成・保存、2. 安全衛生に関する表示・標識一覧、3. 保護具の管理 について以下に一覧表にまとめる。

1. 記録の作成・保存が義務づけられている事項一覧(所内関係分のみ)

(1) 委員会・教育の記録

対象	記録事項	回数等	根拠規程
安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会	委員会における議事で重要なもの	毎月 1 回以上、3 年間保存	安衛則 23
特別教育	特別教育の受講者、科目等	特別教育を行ったとき、3 年間保存	安衛則 38

(2) 定期自主検査・点検の記録

対象	記録事項	回数等	根拠規程
動力により駆動されるシャー	1 検査年月日 2 検査方法 3 検査箇所 4 検査の結果 5 検査を実施した者の氏名 6 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	定期自主検査を行ったとき、3 年間保存	安衛則 135 の 2
絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置及び活線作業用器具	同上	同上	安衛則 351
ボイラー	検査の結果	同上、1 月以内毎・使用再開時	ボイラー則 32
第一種圧力容器	検査の結果	同上、1 月以内毎・使用再開時	ボイラー則 67
第二種圧力容器	検査の結果	同上、1 年以内毎・使用再開時	ボイラー則 88
クレーン	検査及び点検の結果	同上、1 年以内毎・1 月以内毎・使用再開時	クレーン則 38
エレベーター	検査及び点検の結果	同上 1 月以内毎・使用再開時	クレーン則 157
局所排気装置	検査及び点検の結果	同上、1 年以内毎・使用再開時	有機則 21 鉛則 35、特化則 32、粉塵則 18
ガンマ線照射装置	検査及び点検の結果	同上 1 月以内・6 月以内毎・使用再開時	電離則 18 の 7

(3) 作業環境測定記録

現在対象なし:測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行うこと

対象	記録事項	回数等	根拠規程
—	—	—	—

(4) 作業に関する記録

現在対象なし

対象	記録事項	回数等	根拠規程
クレーン	荷重試験及び過負荷使用の結果	クレーン則 23 の規程により荷重試験を行ったとき及びクレーンに定格荷重を越える荷重をかけて使用したとき、3年間保存	クレーン則 23

(5) 健康診断記録

対象	記録事項	回数等	根拠規程
一般健康診断 雇入れ時 定期健康診断	既往歴、自覚症状等 詳細は様式第 5 号 (1、2)参照	雇入れ時	安衛則 43 条、51 条
		5年間保存	
		1年以内1回、5年間保存	安衛則 44 条、51 条
		配置換え時、および6月毎、5年間保管	安衛則 45 条、51 条
特殊健康診断 有機溶剤等 特定化学物質等 電離放射線	別紙様式第 3 号(57条関係)等参照	雇入れ時、配置換え時、および6月以内1回	有機則 29 条、同別表第 3.4、及び通達
		5年間保存	
		雇入れ時、配置換え時、および6月以内1回(一部1年以内1回)	特化則 39・40 条
		5年間保存(特別管理物質 30年間)	
	別紙様式第 1 号(57条関係)等参照	雇入れ時、配置換え時、および6月以内1回	電離則 56・57 条
		30年間保存	

(6) 事故に関する記録

放射性物質に関する場合のみ

2. 安全衛生に関する表示・標識一覧

表示する設備等	表示・標識の設置及び記載する事項	適用条項
安全衛生推進者等	安全推進者等の「氏名」を作業上の見易い箇所に掲示	安衛則 12 の 4
選任された作業主任者	作業主任者の「氏名及び業務内容」を表示	安衛則 18
事故現場等	統一的にまとめた「標識」を掲げる。	安衛則 640・678
有機溶剤等の識別	当該取扱有機溶剤は次の区分で「色別表示」する。 1 「赤」・・第 1 種有機溶剤等 2 「黄」・・第 2 種有機溶剤等 3 「青」・・第 3 種有機溶剤等	有機則 25
電離放射線管理区域	「管理区域」を「標識」によって明示する。	電離則 3
喫煙等の禁止	「飲食、喫煙等の禁止」を作業場の見易い箇所に表示する。	電離則 41 の 2
クレーン等	「定格荷重」を表示する。	クレーン則 24 の 2・70 の 2
化学物質等の危険有害性表示	「名称、成分、物理的・化学的性質等」	安衛法 57 条の 2 (物質・含有量等による制限がある)

3. 保護具の管理

1. 頭の保護具

(1) 保護帽

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 538 安衛則 566	作業のため物体が飛来して危険な場合 足場の組立等作業	飛来落下用

(2) 帽子

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 110	動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるとき	作業帽

2. 眼と顔面の保護具

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 105	加工物等の飛来による危険の防止のための覆い又は囲いのない場合	保護具
安衛則 106	切削屑の飛来等による危険の防止のための覆い又は囲いのない場合	保護具
安衛則 325	アーク溶接のアークその他強烈な光線を発散して危険のおそれのある場所	保護具(遮光眼鏡)
安衛則 593 (596～598)	有害な光線にさらされる業務、粉塵業務等	保護眼鏡

3.耳の保護

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 595	強烈な騒音を発する作業	耳栓、耳覆

4.呼吸用保護具

(1) 防塵マスク

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 593 (596～598)	粉塵業務等	

(2) 空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク、電動ファン付呼吸用保護具

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
酸欠則 5 (7、11)	酸欠危険作業	空気呼吸器・送気マスク・酸素呼吸器
酸欠則 15	酸欠場所における作業	空気呼吸器

5.手の保護具

(1) 保護手袋

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 594 (596～598)	皮膚に障害を与える物を取り扱う業務等	不浸透性の保護手袋

(2) 溶接用保護手袋

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 313 (316) 準用	ガス集合溶接装置による金属溶接作業	

6.足の保護具

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 558	通路等の構造や作業の状態に応じて	安全靴等

7.安全帯

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 518 ～519(520、521)	高所作業 (作業床、囲いなどを設けることが困難な場合)	安全帯の使用は二次的な対策であり、基本的対策として作業床、手摺り、さく等の設置が必要

8.その他の保護具

(1) 絶縁用保護具

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 341 (348、351、 352)	高压活線作業	
安衛則 342	高压活線近接作業	
安衛則 343	絶縁用防具の装着作業	
安衛則 346	低压活線作業	
安衛則 347	低压活線近接作業	

(2) その他

関連規程	保護具を使用すべき作業名等	備考
安衛則 105、 106	加工物あるいは切削屑等の飛来による危険防止	適当な保護具
安衛則 255	高熱物等を取り扱う作業での火傷の防止	適当な保護具
安衛則 325	強烈な光線からの防護	遮光眼鏡ほか 適当な保護具
安衛則 538	作業のため物体が飛来して危険な場合	適当な保護具